

公 示

次のとおり公募型プロポーザルの募集を行います。

令和6年9月12日

佐賀県SAGA2024・SSP推進局
SSP 総括監 日野 稔邦

1 業務内容

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 委託業務名 | SSP コンベンション 2024 開催業務委託仕様書 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和6年12月20日(金)まで |
| (4) 委託上限額 | 金9,000千円以内(消費税額及び地方消費税額を含む) |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に

- 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務と同種又は類似の業務について、令和元年度以降に完了した実績を1件以上有すること。
- (7) 複数事業者による共同事業者の場合、全ての構成員が上記単独事業者の場合の(1)から(6)までの条件を満たすこと。
共同事業者と契約を行う場合は、共同事業者の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任共同事業者の構成員全てが負うこととする。
- (8) 全ての構成員は、ほかの共同事業者の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県SAGA2024・SSP推進局 SAGA スポーツピラミッド推進グループ
企画・育成担当
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電 話 0952-25-7345
FAX 番号 0952-25-7335
メールアドレス ssp-g@pref.saga.lg.jp
- (2) 募集方法
佐賀県ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

4 説明会

説明会は実施しない。

5 実施スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 県ホームページでの公募開始 | 令和6年9月12日(木曜日)※予定 |
| (2) 質問の受付期限 | 令和6年9月20日(金曜日)17時 |
| (3) 参加資格確認申請書提出期限 | 令和6年9月20日(金曜日)17時 |
| (4) 提案書等提出期限 | 令和6年10月1日(火曜日)正午 |
| (5) 審査会(プレゼンテーション) | 令和6年10月3日(木曜日)※予定 |
| (6) 委託事業者決定 | 令和6年10月9日(水曜日)※予定 |

6 質問の受付

当該公募型プロポーザルの仕様等に関する質問は、質問書に内容を関係にまとめ次により提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年9月20日(金曜日)17時
- (2) 提出書類 質問書(様式第1号)
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 佐賀県 SAGA スポーツピラミッド推進グループ 企画育成担当
- (5) 回答 原則、本プロポーザル参加者全員に質問と回答内容を共有する。ただし、質問内容が提案予定の企画に密接に関係するものは、共有しない場合もある。

7 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる必要な書類を上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和6年9月20日(金曜日)17時
- (2) 提出書類 ア 参加資格確認申請書(様式第2号)
イ 誓約書(様式第3号)
ウ 実績書(様式第4号)
エ 会社概要(任意様式、パンフレットで可)

(3) 提出方法 持参または郵送

(4) 提出先 佐賀県 SAGA スポーツピラミッド推進グループ 企画育成担当

※虚偽の掲載をした参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に要件を満たさなくなった者が提出した参加資格確認申請等は無効とする。

※参加資格の確認結果は、令和6年9月25日(水曜日)までに通知する。

8 提案書の提出

(1) 提出期限 令和6年10月1日(火曜日)正午必着

(2) 提出書類

ア 提案書 各7部(様式任意・カラー)※提案書には下記の内容を含めること

【企画提案書の内容】

- ・業務の実施方針及び手法
- ・実施内容(イベント構成、演出等)
- ・実施スケジュール案
- ・業務実施体制表

イ 見積書(任意様式) 正本 1部 副本 6部

※見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

(3) 提出方法 持参または郵送

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

9 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和6年10月3日(木曜日)
- (2) 場所 佐賀県庁新館7階 地域交流部 西会議室
- (3) 実施方法
 - ア 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。
 - イ 参加者側の出席者は3人以内(うち1人は業務を中心的に担当するものが望ましい)とし、ヒアリング時間は1者当たり25分程度(説明15分、質疑10分程度)を予定している。
 - ウ プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。
 - エ プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、県が準備するので、事前に申し出ること。ただし、パソコン等は持参すること。

10 結果の通知

令和6年10月9日(水曜日)までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

11 評価に関する事項

- (1) 審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果を総合的に判断し、最優秀提案者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点(総合点の6割)を定める。

12 契約に関する事項

- (1) 最優秀提案者と発注者は、企画提案の内容をもとに、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が整った場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において改めて仕様書を作成し、見積書の再提出を求める
- (2) 提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (3) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- (4) 佐賀県財務規則(平成4年3月31日佐賀県規則第35号)に基づき執行する。
- (5) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

13 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- (3) 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4) 1人で2以上の提案をした場合
- (5) 代理人でその資格のない場合
- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

14 プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- (1) 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

15 参加者に求められる義務

- (1) 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。
- (2) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。
- (3) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

16 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない

(2) 本プロポーザルの参加に関する費用は、参加者負担とする。

(3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に管理するものとする。